

江の川流域広域観光連携推進協議会ホームページ構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

江の川流域広域観光連携推進協議会ホームページ構築業務

(2) 本業務の目的

本協議会は、島根県邑智郡内3町及び3町観光協会で構成しており、各町の地域資源を活かした旅行商品の造成、情報発信等により県内外からの観光客誘致に取り組んでいる。

旅行者の多くは旅行先選定の情報源としてWebサイトを活用しており、近年は、スマートフォンやタブレット端末等の普及、SNS等の多様なサービスの登場及び大容量高速通信網の整備等、情報社会の急速な発展により観光情報がいつでもどこでも入手できる時代となった。

このたび、本協議会でもホームページを新たに構築することで、インターネットを通じて事業を広く周知・PRし、情報発信機能の強化、誘客促進による邑智郡のブランディングを図る。

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間及び委託料

別紙「業務委託仕様書」のとおり

2. 参加資格要件

(1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

(ア) 島根県内に本社、支社又は営業所等を置く法人または個人事業主であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申し立てをした者または同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをされた者に該当しないこと。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申し立てをした者または同条第2項の規定に基づく更生手続きの開始の申し立てをされた者に該当しないこと。

(オ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(カ) 法人住民税、法人事業税、国税及び地方税を滞納していないこと。

(キ) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なもの

でないこと。

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に  
関与させていないこと。

(2) 提案参加業者は、上記参加資格要件を満たす者のうち、過去にホームページ構築業務の受託実績を有していること。なお、同要件を満たしていることが確認できるもの（契約書の複写等）を提出すること。

### 3. 参加方法

- (1) 「参加申込書（様式1）」を郵送又は持参により事務局に1部提出すること。  
(2) 提出された書類により資格の有無を審査し、参加資格を有する者に対し、提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

### 4. スケジュール等

(1) 参加申込期間	令和3年10月27日（水）～11月12日（金） ※持参の場合の受付時間は8時30分から17時（土・日・祝日を除く）までとし、郵送の場合は11月12日（金）必着とする。
(2) 参加資格通知予定日	令和3年11月17日（水）
(3) 質疑の受付期限	令和3年11月26日（金） ※質疑は「質問書（様式3）」に記載し、FAXまたは電子メールにより提出すること。
(4) 質疑の回答予定日	令和3年12月1日（水） ※質疑の回答は、参加資格を有する者に対し、各参加者の質疑をとりまとめて全て同じものを回答する。なお、回答は参加申込書に記載された連絡担当者に対し電子メールにより送信するので必ずメールアドレスを記載すること。
(5) 提案書の提出期限	令和3年12月15日（水）
(6) 提案プレゼンテーション及び審査	令和3年12月22日（水） ※プレゼンテーションの時間、場所については参加申込書提出者に別途通知する。
(7) 提案プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、提案書による説明の後に審査委員からの質問の時間を設ける。
(8) 委託予定事業者の決定	令和3年12月下旬
■提出先及び問い合わせ先 江の川流域広域観光連携推進協議会 担当：多々良（川本町産業振興課）	

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3 産業振興課  
TEL : 0855-72-0636 FAX : 0855-72-1136  
メールアドレス : shingo-tatara@town.shimane-kawamoto.lg.jp

#### 5. 提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・「提案書（様式2）」により作成する。</li><li>・用紙の大きさはA4縦、よこ書き、左綴じとする。</li></ul>
(2) 提出部数・方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・8部提出すること。</li><li>・令和3年12月15日（水）までに持参又は郵送により提出すること。</li></ul>
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積書（押印不要）を提案書（8部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。</li></ul>
(4) その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加申込書又は提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。<ul style="list-style-type: none"><li>①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li><li>②指定された様式及び記載上の留意事項に適合しないもの</li><li>③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li><li>④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li><li>⑤虚偽の内容が記載されているもの</li></ul></li><li>・提案に係る経費は、1提案者あたり5,000円を支給する。ただし、参加資格のないとしたものに対しては支給しない。</li><li>・複数の提案は認めない。</li><li>・提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。</li><li>・提案の採否は文章により通知する。</li><li>・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。</li><li>・提出された書類は返還しない。</li></ul>

#### 6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に適する提案を提出した者（1者）を本業務の委託候補者として選定する。</li></ul>
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>①提案内容<ul style="list-style-type: none"><li>・業務委託仕様書の内容を満たし、1.(2)の目的を把握し、効果的に達成するための内容となっているか</li></ul></li><li>②管理・運営体制<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の対応や継続的なフォロー等、適切な管理・運営</li></ul></li></ul>

	<p>体制が整備されているか。</p> <p>③見積金額  上限金額以内におさまっており、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。</p>
--	--

7. 契約内容等

(1) 委託料上限額	2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
(2) 契約方法	受託候補者と仕様書の内容等を協議のうえ契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払いとする。
(4) 契約保証金	免除とする。
(5) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(6) 契約書及び仕様書	別途作成、指示する。